

# 第14回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要書

日時：平成24年2月21日  
9:30~10:30  
場所：市役所3階第3委員会室

—今回の会議のテーマ—

- ① 検討結果報告（案）の確認
- ② まちづくり基本条例推進計画（案）の報告

## 1. 検討結果報告（案）の確認

会長：通算14回目の会議となり、今回の会議が最終となる。前回の議論を踏まえて事務局で調整していただいたこの委員会での検討結果報告の確認を行い、それを具現化するためのまちづくり基本条例推進計画(案)について説明を受ける。それでは、検討結果報告から順に説明をお願いします。

事務局：～資料説明（変更箇所の説明）～

会長：まず、補助金交付団体に求めるコンプライアンスについてはユニークなことだと思う。他の自治体でその話をしたときに驚かれた。

事務局：コンプライアンスには狭義なものから広義なものまでさまざまと思う。できれば広義なものまで行ければとは思いますが、まずはやはり、法令遵守といった部分で考え、それをより一層守っていただくところから始めたいと思う。

会長：特にこれに対する意見は無いようなので、一旦ここまでとして、次の項目へ移りたいと思う。最後に全体を通して調整が必要であれば意見を出してもらいたい。

## 2. まちづくり基本条例推進計画（案）の報告

会長：それでは、資料の説明をお願いします。

事務局：～資料説明～

会長：この内容について議論する場ではないが、これまでの議論がこうした形で行政での取組につながるということになる。個別の項目についての意見をお願いします。

### ○地区コミュニティのしくみづくり事業

委員：このスケジュールで行くと、各地域が具体的に動き出すのは、平成26年度ということになる。これは早いのか遅いのか、どうなのだろうか。もう少しスピード感があってもいいのではないだろうか。

事務局：現在の地区コミュニティのしくみが出来て、30年以上が経過しており、相当の蓄積がなされている。それを考えると、スピード感も大切であると思う

が、我々としては、十分時間をかけてでも、うまく機能する形になればと考えている。

委員：鉄は熱いうちに打てとも言うし、まちづくり基本条例の思想を忘れないうちにはしてほしいと思う。

それと、この計画のモデル地区の選定はどのように行うのだろうか。

事務局：担当部には選定に関してのプランはあると思うが、今発表できる状態ではない。庁内の検討の場では、小学校区とコミュニティ区域が一致している周辺地域は、比較的うまくいくのではないかという想定は持っている。

委員：選定にあたっては、各地区にコンペなどをしてもらうなど、それ自体を地域で自ら考えるきっかけになるようにしてもらえたらと思う。

事務局：具体的なご意見なので、担当部に伝えたいと思う。

委員：事務局の言うように、周辺地域は比較的うまくいくと思うが、それ以外はこのスケジュールでも難しいと感じる。また、現役で働く世代は、忙しく、参加が難しいと思うが、そういう人が参加してもらえるといいと思う。

委員：モデル地区の選定は、地域の不均衡もあるので難しいと思う。

委員：2地区がいいのかどうかもあると思う。地域毎にいろんな条件の差があるので、そうした点も十分勘案して選定してほしい。

会長：選定にあたっては、先鋭的な地域を選ぶか、敢えてそうでない地域を選んで課題の洗い出しを行うか、など、色々な事が想定できると思う。そうした点も含め、最適な地区を選定してほしいと思う。

#### ○市民活動応援事業

会長：これは、地域との関連も深いと思うが、先行することになる。

委員：このスケジュールで行くと、各地域が平成24年度にある程度地域の考えをまとめないと、この事業に乗れなくなると思う。

委員：福祉では、ポイント制度などを考えている部分がある。そうしたこととも一体でやれればと思う。

事務局：別の具体的な組織で検討する内容だが、福祉や商業などの分野の実施・検討しているポイント制度のことも含め検討する必要があると思っており、今後整理したいと思う。

会長：地域コミュニティのしくみづくり支援事業でのモデル事業の取組で、地域の福祉分野との関係の検証ができるかもしれないので、十分検討してほしい。

委員：地域通貨制度は、他市でも失敗している例が多く、不安も大きいと思う。

会長：確かにそうだし、この制度は、市民活動を応援するためのしくみとして検討することになると思うので、それを忘れないでほしいと思う。また、最終的に現金化することが難しい面にもなると思うが、それが目玉にもなると思うので、タイトなスケジュールではあるが、十分検討してほしい。

#### ○施策評価の導入・事務事業評価対象の拡大

委員：この評価制度のないようだが、どのような考え方でそのような評価としたか、という、評価の根拠のようなものも含めた評価制度になるのか。

事務局：どのような考え方でその評価に至ったのかについては、一定のルールを作ることになるので、それがその根拠になるものと思う。その辺りの詳細な制度設計については、今後進めていくことになるが、大きな枠組みとしては、それぞれの施策に様々な事業がぶら下がっており、主要事業として位置づけた事業がうまくいったかどうか、毎年度ではないが市民アンケートの結果・成果指標の動向などを見ながら、総合的に評価したいと思っている。

委員：当然ながら、その評価に至るには原因の分析などが必要になるので、それも含めた評価になるということではないか。

事務局：今も事務事業評価を行っており、その中でも「反省点・課題」なども一定の整理をしており、PDCA サイクルとしてはそのような形になるものと考えている。

○職員コンプライアンス意識啓発事業・(仮称) 人権を尊重する条例策定事業  
～特に意見なし～

○全体を通して

委員：この取組を進めていくのは大変なことだと思うが、条例制定から2年を経て、ちょうど機が熟してきたのではないかと思う。また、まちづくり基本条例は出来て、その成果として、こうした具体的な取組が見えてきて、初めて市民には理解してもらえるのだと思う。

委員：2年間この委員会を行ってきたが、全体像を市民の人に対して広報やホームページで、公表してほしいと思う。

委員：市民の方に理解してもらうのは、とても難しいことだと思うし、なぜ条例が出来たのか、ということも含めて説明出来ればと思う。

### 3. その他

会長：これまでこの会議では、様々なことについて議論を行ってきて、それが今回、報告書としてまとめるに至った。そして、それに基づいた事業を行政が取り組んでいくことになる。今後は、この会議の役割も異なってきて、そうした具体的な取組についてのチェック機能へと移行することになると思う。

こうしたチェック機能が本来この委員会の役割だと思うし、市民と職員が一緒になって作った「亀山市まちづくり基本条例」が忘れ去られるのではなく、この条例があって、さまざまな行政の取り組みがあるということを、この会議がチェックしていく。これが大切だと思う。そうしたまちづくり基本条例推進委員会となってほしいと思う。

では、これで会議を終了します。2年間ご苦労様でした。